

8.豊川市

2008年10月 日

各市町村長 様
各市町村議会議長 様

(陳情団体) 愛知自治体キャラバン実行委員会
代表者 徳田 秋
名古屋市熱田区沢下町9-7
労働会館東館3階301号

介護・福祉・医療など社会保障の施策拡充についての陳情書

【趣旨】

医療、福祉、介護、年金など社会保障の連続改悪など構造改革により格差と貧困がいっそう拡大し、国民のいのちと暮らししが脅かされ、介護殺人など悲惨な状況が後を絶ちません。

医療や介護の連続した負担増とあわせ、2008年4月から始まった「高齢者は早く死ね」と言わんばかりの後期高齢者医療制度に対し「廃止せよ」の怒りの声が広がっています。

さらに、施設になかなか入所できず、介護サービスの利用制限など問題山積みの介護保険も来年3回目の見直しが実施されますが、政府は介護保険料の引き上げやサービスの制限を一層すすめようとしています。そのうえ社会保障の財源を消費税増税で賄おうとしています。

私たちは、各市町村が医療や福祉の切り捨てや民間委託など自治体リストラをすすめることなく、国の悪政から住民のいのちと健康、くらしを守る砦としての役割をはたしていくために以下の事項について改善をお願いします。

【陳情事項】

【1】憲法第25条、地方自治法第1条をふまえて、医療・介護・福祉など社会保障施策の充実をすすめてください。

【2】以下の事項を実現し、市町村の福祉施策を充実してください。

1. 安心できる介護保障について

(1) 介護保険について

①介護保険料について

ア. 2009年度の保険料は引き下げてください。

→介護報酬、サービス給付費の推移等を勘案して決定してまいります。

イ. 低所得者に対する保険料の減免制度を実施・拡充してください。とくに、住民税非課税、介護保険料普通徴収の高齢者、無年金者への配慮をつよめてください。

→平成15年度より豊川市介護保険料の減免に関する要綱第2条第1号に従い執行しています。

②利用料について

ア. 低所得者に対する利用料の減免制度を実施、拡充してください。

→国の低所得者対策に沿って実施しています。

③要支援、要介護1の軽度の認定者に対し、訪問介護、福祉用具など必要なサービスを制限なく利用できるようにしてください。とくに、同居家族がいる場合の生活援助や院内介助などの利用を一律に制限しないでください。

→国の指導を参考に、適正なケアプランに基づき実施するものと考えております。

④特別養護老人ホームの建設など、施設・在宅サービスの基盤整備を早急に行って、介護サービスが必要な人すべてが利用できるようにしてください。

→介護保険事業計画に基づいて整備してまいります。

⑤介護労働者を確保するために、適正な賃金・労働条件および研修について、財政的な支援をしてください。

→**介護報酬の改正を注視しつつ、保険者として提供可能な研修機会の充実を図ります。**

(2) 高齢者福祉施策の充実について

①配食サービスは、料金を引き上げることなく毎日最低1回の配食を実施し、あわせて、閉じこもりを予防するため会食(ふれあい)方式も含め実施してください。

→**配食サービスは週5回、昼食を実施しております。会食方式は考えておりません。**

②高齢者が地域でいきいきと生活するために、以下の施策を一般財源で実施してください。

ア. 敬老バスや地域巡回バスなどの外出支援

イ. 宅老所、街角サロンなどの高齢者の集まりの場への援助など多面的な施策の拡充

→**御津、音羽地区で地域巡回バスを運行していますが、市全体での公共交通体系の整備については検討中です。また、市ではふれあいサロン等の立ち上げを支援しており、現在89ヶ所のふれあいサロンが設置されています。**

(3) 障がい者控除の認定について

①介護保険のすべての要介護認定者を障がい者控除の対象としてください。

→**すべての要介護認定者を対象とすることは困難と考えております。**

②すべての要介護認定者に「障害者控除対象者認定書」または「障害者控除対象者認定申請書」を個別に送付してください。

→**今後とも要介護1以上の方へ制度の周知をしていきます。**

2. 高齢者医療の充実について

①福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度については、ひとり暮らし非課税者を対象とともに、70歳からの高齢者についても、対象に加えてください。

→**愛知県の福祉医療制度の見直しにより平成20年4月1日から福祉給付金制度が廃止され新たに後期高齢者福祉医療制度が新設されました。その際、ひとり暮らし非課税者を対象とした助成事業が補助の対象外(7月31日までは経過措置により補助対象)とされました。本市では新たな後期高齢者福祉医療制度の実施とひとり暮らし非課税者を対象とした福祉給付金制度(経過措置後は県補助がなくなることから自己負担額の1/2を助成)を継続して実施しています。また、70歳からの対象者を加えることにつきましては考えておりません。**

②後期高齢者医療制度の保険料滞納者に対する保険証の取り上げ・資格証明書の発行をしないでください。

→**滞納者にかかる被保険者証等の取り扱いについては、市町村が単独の判断により行うものではなく、保険者である愛知県後期高齢者医療広域連合が定める規定に基づき実施することになります。**

③後期高齢者医療制度に加入しない65~74歳の障がい者には、障害者医療費助成制度を適用してください。

→**本市における障害者医療費支給条例において、老人保健法による受給対象者は福祉給付金制度による助成を受けられる対象者として適用除外としていました。平成20年4月に福祉医療制度の見直しがあり後期高齢者医療制度による被保険者についても後期高齢者福祉医療制度の助成を受けられることから老人保健法による受給者と同様に適用除外としています。**

④人間ドック、温泉など保養施設、文化・スポーツ施設の補助制度・利用割引など国保加入者への保健・福祉施策事業については、後期高齢者にも適用してください。

→**後期高齢者への保健事業は、原則として愛知県後期高齢者医療広域連合で実施すべきものと考えます。**

3. 子育て支援について

①中学校卒業まで医療費無料制度を現物給付(窓口無料)で実施してください。

→現在、通院について小学校3年生までの医療費無料制度(現物給付)を実施しておりますが、制度の拡大に向けて調整中です。

②妊娠婦の無料健診制度は、産前は14回以上、産後は1回以上を無料にしてください。

→妊娠婦の健康診査については、平成20年度から産前5回分を公費負担としています。

また、里帰り出産等の県外での健康診査及び助産院での健康診査についても償還払いによる公費負担としております。今後の拡充については、近隣市町の実施状況を参考にしながら検討をしていきたい。

4. 国保の改善について

①保険料(税)について

ア.これまで以上に一般会計からの繰り入れをおこない、保険料(税)の引き上げを行わず、減免制度を拡充し、払える保険料にしてください。

→一般会計からの繰り入れは、一般会計と国保会計の財政状況を判断し適切に行っています。保険料については、国民健康保険は当該年度に必要とする医療費の総額から、国・県・市などから助成される金額を控除し、残った金額を被保険者に賦課しています。平成20年度の一人あたり保険料(医療分+支援金分)は昨年度並みに据え置いています。

イ.就学前の子どもについては、均等割の対象としないでください。

→国民健康保険事業の健全な運営を確保するためには、当該年度に必要とする医療費の総額から、国・県・市などから助成される金額を控除した残りを被保険者からの保険料で賄う必要があり、賦課方式は、①所得割+資産割+被保険者均等割+世帯別平等割、②所得割+被保険者均等割+世帯別平等割、③所得割+被保険者均等割の内から保険者が選択することとなっています。

ウ.前年所得が、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対する減免制度をつくってください。

→世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額の合計額が25万円以下で、かつ世帯主及び被保険者全員が市税条例第21条第2項の規定の適用を受ける場合、または、世帯主等の土地及び家屋に係る固定資産税額の合計額が25万円以下で、かつ世帯主及び被保険者全員の前年総所得金額の合計が125万円以下の場合に減免を行っております。

エ.所得激減による減免要件は、「前年所得が1,000万円以下で、当年の見込所得が500万円以下、かつ前年所得の10分の9以下」にしてください。

→世帯等の現状により判断しております。

②保険料(税)滞納者への対応について

ア.資格証明書の発行をやめてください。とりわけ、義務教育修了前の子どものいる世帯、母子家庭や障がい者のいる世帯、病弱者のいる世帯には、絶対に発行しないでください。

→国民健康保険は、当該年度に必要とする医療費の総額から、国・県・市などから助成される金額を控除し、残った金額を被保険者に賦課する保険料で賄うことを原則としております。保険料の滞納は国民健康保険制度の維持、存続に重大な影響を及ぼしますので、今後とも適正な処置をとる必要があるものと考えます。

イ.保険料(税)を払いきれない加入者の生活実態の把握に努め、加入者の生活実態を無視した保険料(税)の徴収や差押えなど制裁行政をしないでください。

→8月と2月の最終土・日曜日に納付相談日を設け、平日時間の取れない納付義務者と面談を行うなど保険料を払いきれない加入者の生活実態の把握に努めています。

③65～74歳の保険料(税)の年金天引きは、行わないでください。

→過去2年間の国民健康保険料を滞納なく納付している方は口座振替による納付を認めています。

④一部負担金の減免制度については、生活保護基準額の1.3倍以下の世帯に対しても実施してください。

→当該世帯の実収月額が基準生活費の115%を超え130%以下の場合に減額し、115%以下の場合に免除する規定を設けています。

5. 障がい者施策の充実について

①通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にある資産要件を撤廃してください。

→国の資産要件に沿って実施していますので、撤廃することは考えておりません。

②補装具の利用料負担軽減とともに、地域生活支援事業の移動支援・日常生活用具・地域活動センターの各利用料を総合した負担軽減策を講じてください。

→利用料は、自立支援給付費及び地域生活支援事業費(移動支援・地域活動支援センター・日中一時・訪問入浴)を合算して月額負担上限額を設定しています。

③第2期障害福祉計画の策定にあたって、地域の障害者・家族、居宅介護事業者・施設関係者等の実状を十分に聴くとともに、実態にあった住民参加の計画づくりにしてください。

→第2期障害者福祉計画策定にあたっては、障害者1,500人に対するアンケート調査、障害者・家族団体、施設関係者およびサービス事業所に対するヒアリング調査を実施するとともに、各分野から選出された方からなる策定委員会を設置し、住民の意見を反映していきます。

6. 健診事業について

①特定健診、がん検診、歯周疾患検診については、自己負担金を無料としてください。また、実施期間は通年とし、個別医療機関委託・集団健診をともに実施してください。

→特定健診については、集団健診においては自己負担金は無料となっています。また、がん検診及び歯周疾患検診の負担金については、現在と同額で考えています。

実施期間については、集団で行う検診は、昨年度よりも実施回数及び日数を増やして実施しています。また、個別で行う検診についても昨年度よりも実施期間を延ばし、より通年に近い形で実施し、今後の受診率向上に努めたい。

②歯周疾患検診については、年1回無料で受けられるようにしてください。少なくとも40・50・60・70歳の検診は必ず実施してください。

→歯周疾患検診については、国の基準に基づいて実施しております。負担金については、40歳・70歳については無料、50歳・60歳は昨年度よりも下げています。また、対象者には個別通知で受診勧奨を行い、受診率の向上に努めたい。

7. 地方税の徴収について

①地方税の年金天引きを行わないでください。

→公的年金から個人住民税の特別徴収については、法律で義務付けられていますので、現時点では平成21年10月以降に支給される公的年金から特別徴収を行う予定です。

【3】国および愛知県・広域連合に、以下の趣旨の意見書・要望書を提出してください。

1. 国に対する意見書・要望書

①宙に浮いた年金問題を全面解決し、全額国庫負担による「最低保障年金制度」の創設、受給資格年限を短縮し、安心してくらせる年金制度を確立してください。また、社会保険庁の解体をやめ、民営化は凍結してください。

②後期高齢者医療制度は廃止してください。

③介護保険への国庫負担を増やして、負担の軽減と給付の改善をすすめてください。介護労働者の待遇を改善し、働き続けられるようにしてください。

④子育て支援として就学前までの医療費無料制度の創設と妊産婦の健診制度の補助金を復

活・拡充してください。また、現物給付による子どもの医療費助成に対し国民健康保険の国庫負担金を減額しないでください。

⑤消費税の引き上げは行わないでください。

⑥社会保障費自然増分2200億円の削減をやめてください。また、これまでの医療費抑制策で崩壊寸前の医療現場を救うために、国の責任で医師・看護師不足を解消してください。

2. 愛知県に対する意見書・要望書

①後期高齢者医療制度を選択しない65～74歳の障がい者にも、障害者医療費助成制度を適用してください。

②福祉給付金(後期高齢者福祉医療費給付)制度の対象に、ひとり暮らし非課税者を復活してください。

③後期高齢者医療制度へ県として一般財源を投入してください。

④子どもの医療費助成制度の対象を通院についても中学校卒業まで拡大してください。

⑤削減した国民健康保険への県の補助金を元にもどし、増額してください。

⑥精神障がいにある人の医療費助成は、一般疾病も対象にしてください。

⑦2007年4月から行われている通所施設・在宅サービス利用者の負担軽減措置にかかわって、資産要件を撤廃するなどさらなる軽減策をとってください。

3. 愛知県後期高齢者医療広域連合に対する意見書・要望書

①愛知県の一般財源を繰り入れて、保険料を引き下げてください。

②低所得者に対する独自の保険料減免制度を設けてください。

③保険料滞納者への保険証取り上げ・資格証明書の発行は行わないでください。

④受診中の75歳以上高齢者についても健診を保障し、希望者全員が受けられるようにしてください。

⑤後期高齢者の意志が十分反映できる制度的保障として、後期高齢者の代表を含む後期高齢者医療制度運営協議会(仮称)を設置してください。

以上

